

社会福祉法人榛永会 評議員・理事・監事等役員に関する賃金・旅費交通費にかかわる規程

平成 27 年 4 月 16 日

第1条 賃金支払いに関すること

理事 常勤をして1週間に4日通算24時間以上勤務すること。

職員本俸表の8等級1号棒に準じて支給する。

理事以外の役員もこれに準ずる。但し勤務実態のない場合には賃金は支給しない。

第2条 出張 評議員・理事・監事等の役員が公務にて出張する場合は旅費規程第11条の準用規定による。

2 会議出席 理事会・評議員会等に出席の場合の交通費は、下記のとおりとする。

3キロ未満 2000円

8キロ未満 3000円

8キロ以上 4000円